

下教学第382号
平成26年7月1日

下野市立各小中学校長 様

下野市教育委員会教育長

下野市教職員の服務徹底について
「当たり前」の取組（その5）：夏季休業中の服務規律の確保を!!

「夏季休業中における教職員の服務規律の確保」について、別添のとおり県教委教育長より通知がありましたのでお知らせいたします。

6月27日に「当たり前」の取組（その4）」をお送りしたところではありますが、改めて以下のことを参考に「当たり前」のことを「当たり前」にやろう!」の観点から全職員で再確認しましょう。

さらに、教職員の服務規律強化旬間が設定されています。別紙資料を活用した校内研修を行うなど、全職員で取り組みましょう。

教職員の服務規律強化旬間

平成26年7月2日（水）～7月11日（金） : 10日間

- 1 服務規律の確保を!!
 - ・会食・贈答等、誤解を招くような行為は厳に慎む。
 - ・人権尊重の立場に立った正しい判断力を養い、体罰、セクシャルハラスメント等を絶対に起こさない。
 - ・自己研鑽に努める。
 - ・地域住民や保護者に疑念を抱かれないよう、適正な勤務態様に努める。
- 2 健康管理を!!
 - ・休暇等を計画的に取得・活用し、心身のリフレッシュに努める。
- 3 交通事故・違反の防止を!!
 - ・交通法規を遵守し、飲酒運転や速度違反をしない。
 - ・万一、事故を起こした場合には、必ず報告し、誠意をもって事故の処理に努める。
- 4 施設・設備、公金、個人情報の管理を!!
 - ・防犯・防火対策の一層の徹底に努める。
 - ・現金、個人情報の管理に万全を期す。
 - ・校舎内外への不審者の侵入に十分注意する。